平成２９年（フ）第５６号
愛知県西尾市吉良町友国王塚24番地　市営王塚住宅15号
債務者　加藤　夏子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２９７号
大阪府守口市大久保町４丁目36番Ｄ―116号
債務者　戸田　典子
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３７８号
大阪市淀川区加島１丁目38番14―601号
債務者　北崎智恵美
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０５号
大阪府寝屋川市八坂町27番３―206号
債務者　中島　紀光（旧姓安岡）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４４０号
大阪市東住吉区今川７丁目５番６号
債務者　伊森　和男
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８８号
大阪府守口市金田町２丁目19番12号　三和ハイツ金田203号室、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原１丁目１番11―803号
債務者　鎌谷　真衣
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７号
大阪府寝屋川市楠根北町２番18―604号
債務者　勝又　和作
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１号
大阪市住吉区庭井１丁目５番８号ベースワン502号
債務者　玉村　　隆
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８６号
大阪市東住吉区西今川１丁目14番14号　エマーブル西今川　307号
債務者　渡邊　秀志
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８６４号
大阪市平野区流町１丁目５番17号　ヴィラ寿101号
債務者　淀寿司こと　平野　信男
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７８号
大阪府高槻市井尻２丁目37番８号　特別養護老人ホーム和朗園
債務者　松下　盛正
法定代理人保佐人　高橋　俊之
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８８９号
大阪市淀川区西三国２丁目２番27号　近畿ビル　204号
債務者　足代　理央（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９７号
大阪府東大阪市高井田本通１丁目２番28号
債務者　小宮路好枝
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９００号
大阪府東大阪市御厨３丁目２番13号
債務者　川畑　麻希
1　決定年月日時　平成29年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３号
兵庫県西宮市甲山町53番地４　アガペ甲山病院内
債務者　田内　義雄
成年後見人　荒木　秀一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１５号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目５番26号　キューブ南武庫サザン１　202号
債務者　田野　清忠
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４号
福岡県嘉麻市上臼井286番地２　碓井上臼井東団地51号
債務者　和田　信子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部